

# 令和3年度学科・コース配属説明会（配布資料）

## 1. 船舶実習の履修について

グローバル輸送科学科航海マネジメントコースと、マリンエンジニアリング学科は、船舶実習を履修します。（グローバル輸送科学科ロジスティクスコースと、海洋安全システム科学科は、船舶実習を履修できません。）

船舶実習1、2、3それぞれについて必修・選択の別は、学科・コース及び学年によって異なり、以下の表のとおりです。

学科コース 年次	グローバル輸送科学科	マリンエンジニアリング学科	
	航海マネジメントコース	機関マネジメントコース	メカトロニクスコース
1年次	—		
2年次	船舶実習1（必修）	船舶実習1（必修）*3年次への進級要件	
3年次	船舶実習2（必修）	船舶実習2（選択）	—
4年次	船舶実習3（ <b>選択必修</b> ）	船舶実習3（ <b>選択必修</b> ）	—

\*海技教育（船舶職員養成教育）は、グローバル輸送科学科航海マネジメントコース及びマリンエンジニアリング学科機関マネジメントコースで行います。

※グローバル輸送科学科航海マネジメントコース、マリンエンジニアリング学科に配属された者は、実習服の購入が必要です。在学生履修ガイダンス（令和3年4月予定）後に実習服の採寸があるので、当日現金約2万円を持参してください。履修ガイダンス及び採寸についての詳細は、海事科学部HP（HOME > 在学生の方へ）及びうりぼーネット掲示版でお知らせします。

## 2. 船舶実習を履修するために必要な健康状態について

船舶実習を履修するには、一定水準の健康状態を満たしている必要があります。参考に示す「身体検査合格標準表」を熟読し、自身の状態について確認してください。不安点がある場合は、保健管理センター深江分室又は海事科学部教務学生グループへご相談ください。

■実習先〔（独）海技教育機構〕から以下のことが求められています。

- （1）海技教育機構が定めた身体検査基準を満たしていること。  
（船員法・施行規則、船舶職員及び小型船舶操縦者法・施行規則などの法令に準じます。）
- （2）健康状態については、保健管理センターから海事科学部を通じ、あらかじめ海技教育機構に伝えること。（実習中、船上での健康管理に必要となります。）

※上記の（1）及び（2）が不十分な場合は、海技教育機構での実習が認められないことがあります。（特に現在の治療等については、詳細な情報を海技教育機構に伝える必要があります。）

■また、以下のことをお願いします。

- （1）船舶実習の際には、服薬中（発作時など症状がある場合に不定期に服薬しているものを含む）のものがあれば、必ず十分量を確保の上、持参してください。実習期間中には切らすことの無いように留意してください。（掛かりつけの医療機関での処方、薬局等での購入などにより確保しておいてください。）
- （2）船酔いが心配な場合は、酔い止め薬を準備してください。

(3) 4月の健康診断後、新たに実習に支障が出るような病気や怪我をした場合は、速やかに海事科学部教務学生グループまで連絡してください。連絡先を以下のとおりです。

海事科学部教務学生グループ	078-431-6223
保健管理センター深江分室	078-431-6232
保健管理センター本部（六甲台）	078-803-5245

なお、上記のことは、3年次以降の「船舶実習2」及び「船舶実習3」についても同様です。

<参考：海技教育機構「身体検査合格標準表」>

**「身体検査合格標準表」（船員法施行規則 第55条 第2号表）**

次の各号のいずれかに該当する者は不合格とする。

1. 船員法第八十一条第三項第一号の伝染病として下記のいずれかにかかっている者  
エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清型がH5N1であるものに限る。）、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、ウエストナイル熱、黄熱、オウム病、オムスク出血熱、回帰熱、キャサヌル森林病、Q熱、サル痘、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、デング熱、東部ウマ脳炎、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、発しんチフス、マラリア、野兔病、リフトバレー熱、類鼻疽、レプトスピラ症、ロッキー山紅斑熱、アメーバ赤痢、急性ウイルス性肝炎、クリプトスポリジウム症、後天性免疫不全症候群、ジアルジア症、髄膜炎菌性髄膜炎、梅毒、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症
2. 視覚機能、言語機能又は精神の機能の障害により作業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないと認められる者
3. 第一号に掲げる疾患を除く下記の疾患にかかっている者で船内において治療の見込みがなく、かつ、実習に適さないと認められる者  
各種結核性疾患、新生物、糖尿病、心臓病、脳出血、脳梗塞、肺炎、胃潰瘍、十二指腸潰瘍、肝硬変、慢性肝炎、じん臓炎、急性ひ尿生殖器疾患、てんかん、重症ぜんそくその他の疾患
4. 下記の視力、聴力及び握力の標準に達しない者  
(1) 視力（万国視力表により検査した視力で矯正視力を含む。） 航海科は両眼共に0.5号、機関科は両眼で0.4号を明視しうること。  
(2) 聴力 両耳で、5メートル以上の距離で話を聴取できること。  
(3) 握力 男子の握力は、左右共に25キログラム以上、女子の握力は、左右共に17キログラム以上であること。
5. 色覚に異常を有する者
6. 運動機能の障害により実習訓練が困難と認められる者
7. 病後の衰弱により一定期間内の実習訓練が困難と認められる者